

AI・生成AI活用に関する法律知識とリスク管理【オンラインライブ】 (4125198)

AI、生成AIを自社の業務や社内システムに利用する場合、自社サービスとして提供する場合の法律知識を学びます。

開催日時	2025年4月24日(木) 13:00-17:00ライブ配信
カテゴリ	共通業務（契約管理、BCP、コンプライアンス、人的資産管理、人材育成、資産管理）・セキュリティ・システム監査 専門スキル
DXリテラシー	How(データ・技術の活用)：留意点
講師	尾城亮輔 氏 (尾城法律事務所 弁護士) ITストラテジスト、ソフトウェア開発技術者、基本情報処理技術者 経済産業省「AI・データ契約ガイドライン」検討会 作業部会構成員
参加費	J U A S 会員/ITC：23,650円 一般：30,250円（1名様あたり 消費税込み、テキスト込み） 【受講権利枚数1枚】
会場	オンライン配信（指定会場はありません）
開催形式	講義
定員	25名
取得ポイント	※ITC実践力ポイント対象のセミナーです。（2時間1ポイント）
ITCA認定時間	4

主な内容

■受講形態

ライブ配信（Zoomミーティング）【[セミナーのオンライン受講について](#)】

■テキスト

開催7日前を目途にマイページ掲載

■開催日までの課題事項

特になし

AI、生成AIを自社の業務や社内システムに利用する場合、自社サービスとして提供する場合の法律知識を学びます。

◆主な内容

第1部AIと生成AIについての法律知識

- 1 AI開発契約の特徴
- 2 データについて知っておくべき法律知識
- 3 AI開発の知的財産権
- 4 AIの品質保証
- 5 AI利用契約

第2部 生成AIと著作権

- 1 著作権法30条の4
- 2 生成AIの利用と著作権侵害

第3部 AI活用と個人情報保護法

- 1 個人情報保護法とは
- 2 個人情報・個人データの範囲
- 3 個人情報保護法の主な規定
- 4 生成AIと個人情報保護法

第4部 AIの実際業務への利用と留意点

- 1 生成AIを自社の業務フロー／社内システムに組み込む場合
 - (1) 事例
 - (2) 企業として注意をすべきことは何か

(3) 生成AIサービス提供会社の利用規約には何かが書いてあるか

2 生成AIやその出力結果を自社サービスとして提供する場合

(1) 事例

(2) 企業として注意すべきことは何か

(3) 利用規約作成のポイント